



IFRS 10Minutes

PwCがIFRS会計基準に関する最新情報を
簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 72
2026年4月



公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」(IAS第28号の修正案)の公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2026年2月19日、公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正」(IAS第28号の修正案)を公表しました。



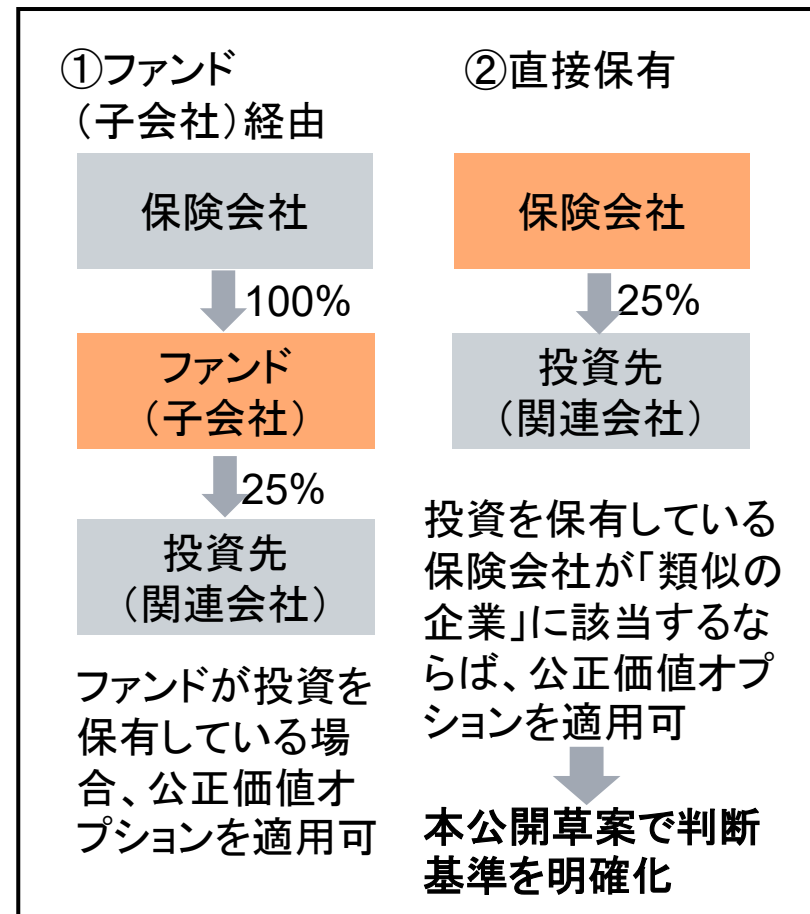
- 現行のIAS第28号において、関連会社または共同支配企業に対する投資は、原則として持分法で会計処理する。
- ただし、以下の条件を満たす場合、IFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる(公正価値オプション)。

関連会社または共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、またはミューチュアル・ファンド、ユニット・トラストおよび類似の企業(投資連動保険ファンドを含む)である企業に保有されているか、または当該企業を通じて間接的に保有されている場合



- 本公開草案は、この公正価値オプションが適用可能な条件について明確化を図ることを提案している。
- 具体的には、投資を保有する「類似の企業」が、特定の種類の資産への投資(IFRS第18号(*)の第49項(a)参照)を主要な事業活動とする企業を含むことの明確化が提案されている。
- 2027年1月1日以降開始事業年度から適用予定(早期適用可能)。

(イメージ図)



IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS解釈指針委員会は、2026年3月に以下のアジェンダ決定を行いました。

いずれも、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しない方向が決定されています(*1)。

項目	主な内容
① グループ内の貨幣性負債(または資産)から生じる為替差額の分類(IFRS第18号(*2))	企業が機能通貨が異なる子会社にグループ内融資を行っている場合に、当該融資の機能通貨への換算から生じる為替差額の表示区分⇒2つの合理的な方法があり得る(次のスライド参照)
② 為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得および損失の分類(IFRS第18号(*2))	外貨建貸付金と外貨建借入金の正味負債エクスポージャーの為替リスクを管理するため、外部デリバティブを締結している場合の、当該外部デリバティブに係る利得または損失の表示区分⇒正味「負債」エクスポージャーの為替リスクを管理している場合は「財務」区分に表示する
③ IAS第12号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金またはその他の費用の表示(IFRS第18号(*2))	純損益計算書の「法人所得税費用または法人所得税収益」という科目や、法人所得税区分に、IAS第12号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金またはその他の費用を表示することが認められるかどうか⇒認められない
④ 費用を性質別に開示する要求の範囲(IFRS第18号(*2))	純損益計算書で機能別表示を採用している場合の、注記における性質別の開示は、営業費用(IFRS第18号第75項(a)(ii))のみに適用されるか、営業区分においてそれ以外の費用を機能別に表示している場合にも適用されるか⇒いずれにも適用される
⑤ 親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価(IFRS第18号(*2))	活動が子会社に対する投資や管理のみである親会社が個別財務諸表を作成する場合、当該子会社から生じる収益および費用を営業区分に表示するかどうか⇒投資が特定の主要な事業活動に該当すると評価される場合、営業区分に表示する
⑥ 適正な表示およびIFRS会計基準への準拠(IA第1号(*3))	IAS第1号第19項によりIFRS会計基準書の中のある要求事項から離脱する極めて稀なケースにおいてIAS第1号第15項における適正な表示の要求事項への準拠を要求されるかどうか⇒当該事実パターンは稀にしか発生せず、幅広い影響を有していない
⑦ オフテイク契約に基づく蓄電池の使用から生じる経済的便益(IFRS第16号(*4))	電力小売業者が蓄電池所有者に蓄電池の使用(充電・放電)を指図する場合、蓄電池の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有しているかどうか⇒有している

*1 IASBはこのアジェンダ決定を今後の会議で検討し、IASBが当該アジェンダ決定に反対しない場合には、IFRIC Updateへの補遺において公表されることになる。

*2 IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」 *3 IAS第1号「財務諸表の表示」 *4 IFRS第16号「リース」

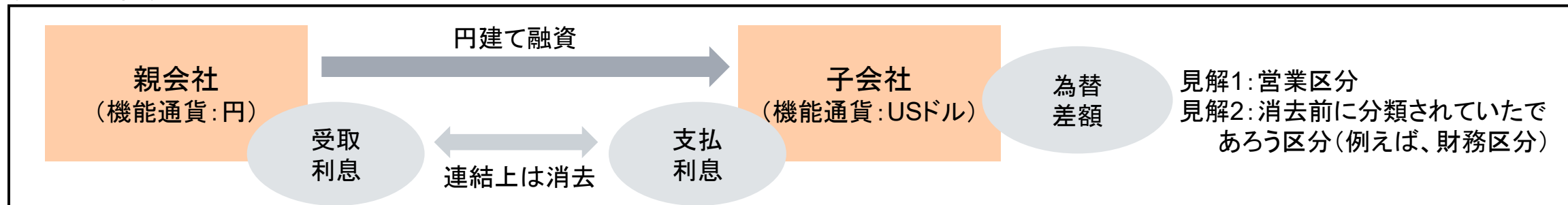
IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

① グループ内の貨幣性負債(または資産)から生じる為替差額の分類(IFRS第18号)



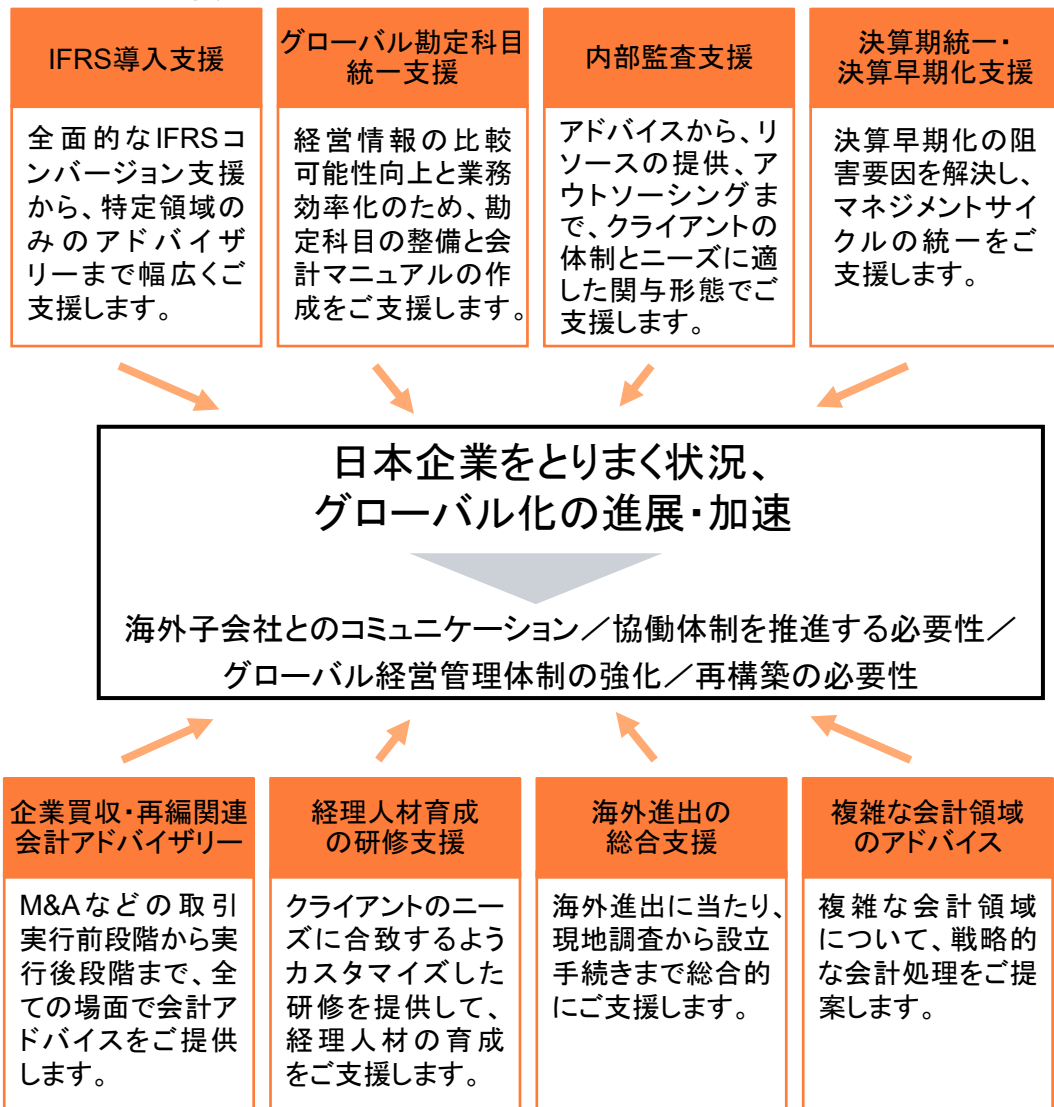
- 企業が機能通貨が異なる子会社との間でグループ内融資を行っている場合、当該融資の機能通貨への換算から為替差額が生じる。(例えば、機能通貨が円の親会社が機能通貨がUSドルの子会社に円建て融資を行っている場合、子会社側で為替差額が生じる)
- IFRS第18号B65項は、為替差額を、当該為替差額を生じさせた項目から生じた収益および費用と同じ区分に分類することを要求している。しかし、グループ内融資から生じた収益および費用は連結上消去されており、連結純損益計算書には表示されていない。
- 当該為替差額の表示区分について、以下の2つの合理的な読み方があり得るため、企業は会計方針を選択して一貫して適用すべき。
 - 見解1: デフォルト区分としての営業区分に分類する
 - 見解2: グループ内融資から生じた収益および費用が、連結グループの観点で当該収益および費用の消去の前に分類されていたであろう区分に分類する
(ただし、この方法で分類することが過大なコストまたは労力を伴う場合には、営業区分に分類する)
- 基準設定プロジェクトによりさらなる明確化を行うことによる便益がコストを上回らないと考えられるため、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

(イメージ図)



How PwC can help

PwCがお手伝いできること



Contact us

PwC Japanグループの主な法人

PwC Japan有限責任監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: jp_asr_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com

Thank you

pwc.com

© 2026 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.